

[事案 30-234] 入院給付金支払請求

・令和元年6月27日 裁定打切り

<事案の概要>

約款に定める「入院」に該当しないとして給付金の支払いを拒否されたことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

うつ病を原因として入院したので、平成29年4月に契約した医療保険に基づき、給付金を請求したところ、不支払いとなった。しかし、以下の理由から、入院給付金を支払ってほしい。

- (1)一人暮らしであり、食事等が不安で、入院した方が早く回復すると思ったので、任意入院を選んだ。
- (2)本入院中に外出はしているが、外泊はしていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)入院中における治療内容は、投薬、精神療法であり、入院当初より日常生活動作の制限はなかった。
- (2)申立人は、入院期間中の約8割は外出しており、一時期からは連日5時間前後に及んでいた。
- (3)うつ病で入院による治療が検討されるのは、希死念慮から自殺行動に及ぶ恐れがある場合や、患者が一人になりたいときに一人になることができず心身に負担がかかり病状が悪化する恐れがある場合、同居する家族の理解が得られないことから自宅にいることがストレスになってしまう場合等とされているところ、本入院についてはいずれの要素も見受けられない。
- (4)申立人は、通院しながらの治療が可能であり、自宅等での治療が困難な状況とは認められず、常に医師の管理下において治療に専念していたと判断することはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を案内したが、申立人の協力が得られなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件の審理においては申立人に対する事情聴取が必要と判断したものの、申立人は電話で連絡が取れない状況が続き、また書面によって複数回事情聴取の案内を行っても何ら回答が得られなかったため、申立人からは事情聴取への協力を得られないと判断して、裁定手続を打ち切ることにした。